

渡島東沿岸海岸保全基本計画

令和 8 年 2 月

北 海 道

渡島東沿岸海岸保全基本計画 目次

| | |
|-------------------------------|------|
| 1. 計画の目的 | 1-2 |
| 2. 対象範囲 | 2-1 |
| 3. 海岸の保全に関する基本的な事項 | 3-1 |
| 3.1 沿岸域の特性の把握 | 3-1 |
| 3.2 沿岸域特性の分析及び課題の抽出 | 3-1 |
| 4. 渡島東沿岸域の概況 | 4-1 |
| 4.1 気象・海象の概況 | 4-1 |
| 4.2 地形・地質の概況 | 4-1 |
| 4.3 海岸防護の概況 | 4-2 |
| 4.4 海岸環境の概況 | 4-3 |
| 4.5 海岸利用の概況 | 4-4 |
| 4.6 海岸の現況(1) ～伊達海岸～ | 4-5 |
| 4.7 海岸の現況(2) ～長万部海岸～ | 4-7 |
| 4.8 海岸の現況(3) ～南茅部海岸～ | 4-9 |
| 5. 渡島東沿岸域の現況と沿岸整備における課題 | 5-1 |
| 5.1 海岸防護の現況と課題 | 5-1 |
| 5.2 海岸環境の現況と課題 | 5-7 |
| 5.3 海岸利用の現況と課題 | 5-19 |
| 6. 渡島東沿岸海岸保全基本方針 | 6-1 |
| 6.1 沿岸整備における基本理念 | 6-1 |
| 6.2 沿岸整備における基本方針 | 6-2 |
| 6.3 基本方針実現のために(行政、地域の広範な取り組み) | 6-6 |
| 7. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 | 7-1 |
| 7.1 ゾーン区分とゾーン毎の方向 | 7-1 |
| 7.2 ゾーンの基本方向・施策 | 7-1 |
| 8. 学識経験者、関係市町村等の意見の概要 | 8-1 |
| 9. 海岸保全基本計画検討委員会名簿及び開催経緯 | 9-1 |
| 10. 留意すべき事項 | 10-1 |

[変更理由]

国は、令和2年11月に、有識者で構成する「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」の提言を踏まえ、海岸法に基づく「海岸保全基本方針」を変更し、気候変動を考慮した対策へ転換したところであり、令和3年8月には各海岸管理者に対し海岸保全施設の計画に必要となる波の高さなど外力の設定方法が示された。

これらを受け、北海道では、令和4年9月より有識者による検討懇談会を設置し地形や気象条件に応じた波の高さの将来予測など技術的な検討を行い、気候変動による影響を考慮した設計外力の検討を行った。

今後、検討結果を踏まえた沿岸の長期的な海岸保全の基本的方向と施策を示すため、渡島東沿岸の「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」について変更する。

1. 海岸保全基本計画策定の目的

我が国の海岸制度は、昭和31年の海岸法の制定により、海岸四省庁(農林水産省、水産庁、元運輸省、元建設省)による海岸管理が開始され、現在に至ります。このことにより、毎年のように来襲する台風や大地震による高潮や津波等から、海岸の背後地の多くの人命や財産を防護するという役割を担ってきました。

その後、広域的に顕在化する海岸侵食への対応や、社会的なニーズに応じた海岸環境に配慮した海岸整備、利用しやすい海岸整備を目指してきました。

しかし、環境意識や心の豊かさへの要求が高まっている一方で、最近頻発している油流出への適切な対応や、車の乗り入れ等による動植物の生息する自然空間の破壊など、種々の問題が生じてきました。また、地域住民の意見を反映した海岸の計画制度や、国と地方の役割分担の明確化など、海岸の整備・管理のより一層の充実が必要となってきました。

こうした状況を踏まえて、海岸四省庁では、この提言に基づき、海岸法の改正の検討を行い、平成11年第145回国会に「海岸法の一部を改正する法案」を提出し、同国会において可決成立しました。

この海岸法の改正により、国は、海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするため、その共通の理念となるべき「海岸保全基本方針」を定め、これに基づき都道府県知事が計画的でかつ整合がとれた海岸の保全を行うため、「海岸保全基本計画」を定めることとなり、渡島東沿岸において、「海岸保全基本計画」を策定するものです。

なお、本計画は、地域の状況変化や社会状況の変化に応じ、適宜見直しを行うものとします。

2. 対象範囲

渡島東沿岸の対象範囲は、下図の榎法華村恵山岬から室蘭市地球岬までの2市、8町1村の沿岸域とします。ここで沿岸域とは、海岸線を挟み海域と陸域が一体となって機能すべき空間と定義し、海域については、海洋構造物の施工可能な範囲、沿岸漁業や海洋性レクリエーションの活動範囲などを考慮して、水深50mまでとし、陸域については海域の環境・防護・利用と密接に関わる範囲として、海岸線から内陸側に約1kmまでとします。ただし湾内は水深に関わらず全て対象範囲とします。

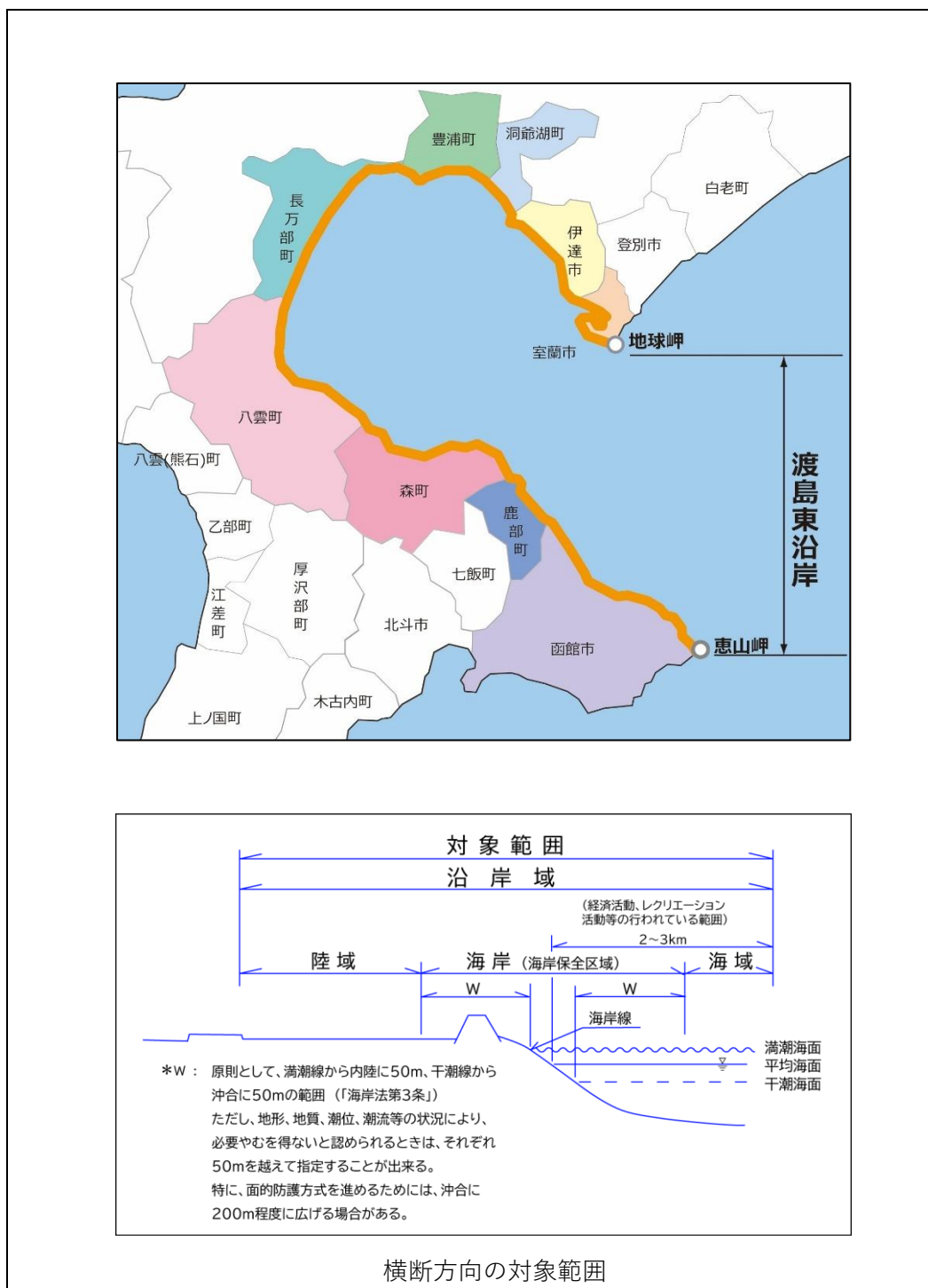


図-2.1 対象範囲図

3. 海岸の保全に関する基本的な事項

3-1 沿岸域の特性の把握

自然条件、人文・社会条件、利用の状況及びその他の計画について把握しました。

- I. 自然条件・・・(気象・海象、陸域環境、海域環境、自然景観、自然環境保全状況)
- II. 人文・社会条件・・・(人口、産業、交通、土地利用、歴史・文化、地域防災計画)
- III. 利用状況・・・(資源分布、観光入込客数、漁港規模、航路状況、港勢状況、漁業)
- IV. 沿岸保全の現況・・・(管理区分、保全施設現況、施設の整備時期、被害実績、汀線)
- V. 将来計画・構想・・・(北海道総合計画など、道路・河川・漁港などの長期計画、沿岸利用計画、沿岸域のプロジェクト)

3-2 沿岸域特性の分析及び課題の抽出

渡島沿岸の特性を把握した後、「海岸の防護」「海岸環境の保全」「海岸の利用」の観点から特性を分析し、課題を抽出しました。

1) 海岸の防護

津波、高潮、波浪、侵食による被害状況を定量的に分析し、現況施設との関連を明らかにし、それらの発生頻度および被害度に基づき緊急性の評価を行いました。

それらの結果に基づき、課題の抽出を行いました。

2) 海岸環境の保全

名勝や自然公園等の優れた景観、天然記念物などの貴重な動植物、歴史、文化、などの分布および地域性を明らかにし、それらの重要性を評価しました。

さらに、海岸の環境に対する住民の期待および意識度をアンケート調査に基づき分析しました。

それらの結果に基づき、課題の抽出を行いました。

3) 海岸の利用

海岸とのふれあい方を、住民へのアンケート調査に基づき分析し、それらの意向に対する現況施設の状況および現時点での計画の有無を具体的に明らかにし、公衆の利用に対しての適正度を評価しました。

それらの結果に基づき、課題の抽出を行いました。